

65歳以上の皆さまへ

宮若市では、後付け安全運転支援装置の設置費用をサポートします



高齢者安全運転支援装置設置促進事業

交通事故の防止や被害の軽減を図るため、高齢者が現在使用している車に安全運転支援装置を取り付けた高齢者に対し、補助を行います。

補助対象者について

次の要件をすべて満たす個人

1. 市内に住所を有している(住民登録がある)満65歳以上の者
2. 非営利かつ自ら使用する自動車に、令和2年4月1日以降に安全装置を設置した者
3. 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者
4. 自動車車検証に記載される使用者と申請書が一致する者
5. 市税等滞納していない者
6. 暴力団員でない者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者
7. 国の「サポカー補助金」または当市の高齢者安全装置搭載自動車購入促進事業補助金の交付を受けていない者

・補助対象装置 ・ペダル踏み間違いによる事故を抑制する機能を有する装置

安全装置の種類	商品(例)	設置・販売事業者
①自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置	踏み間違い加速抑制システム	トヨタ自動車
	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	ダイハツ工業
②車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に抑制する装置	S-DRIVE 誤発進防止システム2	イエローハット、オートバックスほか
	JARWA_S-DRIVE	
	ペダルの見張り番II アクセル見守り隊	
③その他	ワンペダル	ナルセ機材ほか

補助額 ・購入及び設置費用の 1/2 (千円未満切捨) (上限3万円まで)
・1人1台限り

補助対象自動車について

次の要件をすべて満たす自動車

1. 普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、自家用の用途に供するもの
2. 安全装置を整備することが可能なもの
3. 市内を使用の本拠とするもの

申請に必要な書類等について

1. 補助金交付申請書兼実績報告書【誓約書を含む】(指定様式)
2. 安全装置の設置費用の明細が記載された書類及領収書の写し
※ 販売・設置事業者に明細等の書類がない場合は、市の安全運転支援装置設置販売証明書(参考様式)を提出してください。
3. 自動車検査証(使用者欄が申請者本人)の写し・・・車検証
4. 自動車運転免許証の写し
5. 安全装置の設置完了後の状況写真
6. 安全装置の機能が確認できるものの写し
7. 補助金請求書(指定様式)

申請受付について

1. 受付場所 宮若市役所健康福祉課高齢者福祉係 (支所や郵送での申請はできません)
 2. 受付時間 平日の8時30分から17時15分まで (閉庁日や時間外の申請はできません。)
 3. 申請期限 安全運転支援装置の設置の日から3ヶ月以内に必要書類を高齢者福祉係の窓口_に持参してください。(郵送不可) 申請期限が土日祝日等の閉庁日の場合は、その直前の開庁日が申請期限となります。
- ※ 申請書の指定様式は、高齢者福祉係の窓口で配布していますが、市のホームページからもダウンロードできます。

※ 事前に要件を確認してください。

※ 不明な点はお問い合わせください。



○問い合わせ先

健康福祉課 高齢者福祉係

電話 0949 - 32 - 0515